

日光市高齢運転者安全装置搭載車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢運転者による交通事故の防止及び被害の軽減を図るため、安全装置搭載車の購入に要する費用の一部を補助することについて、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢運転者 自動車運転免許証を有する満70歳以上の者をいう。
- (2) 安全装置搭載車 歩行者衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、先進ライト及び車線逸脱警報又は車線維持支援装置を搭載した自動車をいう。
- (3) 歩行者衝突被害軽減ブレーキ レーダー等で前方の歩行者及び障害物を検知し、障害物に衝突するおそれがある場合に回避操作を行うよう警報が作動し、さらに障害物との衝突が避けきれないと判断した場合には、障害物との衝突による被害を軽減するため自動的にブレーキ制御を行う装置をいう。
- (4) ペダル踏み間違い時加速抑制装置 前方又は後方に障害物がある状況で、ブレーキペダルを踏むべき時に、誤ってアクセルペダルを急に踏み込んだ場合に、急加速を抑制し、事故を防ぐ装置をいう。
- (5) 先進ライト 前方の先行車又は対向車等を検知し、自動的にハイビームとロービームとを切り替える自動切替型前照灯、前方の先行車又は対向車等を検知し、ハイビームの照射範囲のうち当該車両のエリアのみを部分的に減光する自動防げん型前照灯及びハンドル操作又は方向指示器の操作に応じ、水平方向の照射範囲を自動的に制御する配光可変型前照灯をいう。
- (6) 車線逸脱警報 走行車線を認識し、車線から逸脱した場合又は逸脱しそうになった場合に、車線中央に戻す操作をするよう警報が作動する装置をいう。
- (7) 車線維持支援装置 走行車線を認識し、高速道路の直線路等で車線を維持して走行するために必要なハンドル操作力を軽減するよう支援する装

置をいう。

(補助対象自動車)

第3条 補助の対象となる自動車(以下「補助対象自動車」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす安全装置搭載車とする。

(1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車であること。

(2) 法第7条に規定する登録を初めて受けた自動車又は法第59条第1項に規定する検査を初めて受けた自動車(以下「新車登録」という。)であること。ただし、リース自動車、レンタル自動車及び中古の輸入自動車を除く。

(3) 市内に事業所を有する自動車販売店で購入した、車両本体価格(消費税及び地方消費税を除く。)が300万円以下の自動車であること。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 補助対象自動車の新車登録をした日において、市内に居住している高齢運転者であること。

(2) 自ら使用する目的で補助対象自動車を購入し、法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に記載されている使用者であること

(3) 市税を滞納していないこと。

(4) 補助対象自動車につき、国、県等による補助、助成等を受けていない又は受ける見込みがないこと。

(補助金の交付額等)

第5条 補助金の額は、5万円とし、一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象自動車の新車登録をした日から起算して2月を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、日光市高齢者安全装置搭載車購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 自動車運転免許証の写し
 - (2) 自動車の売買契約書又は注文書の写し
 - (3) 自動車検査証の写し
 - (4) 安全装置搭載車販売証明書（様式第2号）
 - (5) 市税完納確認書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、日光市高齢運転者安全装置搭載車購入費補助金交付決定通
知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通
知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により通知を受けた者は、日光市高齢運転者安全装置搭載車購
入費補助金交付請求書（様式第4号）に交付決定通知書の写しを添えて、市長に
提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成31年4月1日以後に新車登録をした安全装置搭載車か
ら適用する。この場合において、同日からこの要綱の施行の日の前日までの
間における第6条の規定の適用については、同条中「補助対象自動車の新車
登録をした日から起算して2月を経過した日又は補助金の交付を受けようと
する年度の3月31日のいずれか早い日までに」とあるのは、「速やかに」
とする。

（失効）

3 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。